

茂福高 第 147 号
令和 6 年 6 月 10 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 5 年 12 月 15 日付け茂監第 68 号)

福祉部	高齢者支援課
監 査 結 果	
<p>・第 9 期介護保険事業計画の策定にあたっては、現行計画を評価・検証したうえで、要支援・要介護認定者数及び給付実績等の動向や介護給付費準備基金の活用など総合的に勘案し、適切な計画となるよう努められたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>・第 9 期介護保険事業計画の策定にあたっては、第 8 期計画の取り組みについて目標に対する達成度や成果等の評価を行うとともに課題の整理を行い、1 つの基本理念、4 つの基本方針とこれらに沿った施策群からなる計画を取りまとめた。</p> <p>計画のうち、被保険者数、要支援・要介護認定者数及び介護給付費等については、厚生労働省が提供する『地域包括ケア「見える化」システム』を用いて、令和 8 年度までの計画期間だけでなく、令和 22 年度までの中長期的な見通しを試算して示している。</p> <p>また、第 1 号被保険者の介護保険料については、今後介護給付費等の伸びが見込まれるものの、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことによって負担増加を避けることとし、基準額は第 8 期計画と同額の月額 5,100 円に設定した。</p> <p>計画案については、庁内関係部局で組織する「茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会」、保健・医療・福祉の学識経験者や被保険者の代表者等により構成する「茂原市介護保険運営協議会」において審議し、出された意見を踏まえて修正を加えるとともに、パブリックコメントで寄せられた市民意見を反映するなど適切な計画になるよう努めた。</p>	